

| | | |
|--|--|------------|
| 件名 | 愛媛県文化財保護条例及び愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例 | |
| 主管課 | 文化財保護課、都市計画課 | |
| 根拠法令等 | 文化財保護法の一部を改正する法律（16年5月28日公布、17年4月1日施行） | |
| 【改正の概要】 | | |
| <p>文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴い、民俗文化財の定義に「民俗技術」が追加され、保護措置が執られることとなり、県においても、民俗文化財の定義に「民俗技術」を追加し、保護の対象とするため文化財保護条例の一部を改正するとともに、文化財保護法の一部改正に伴う規定の整備を行う。</p> | | |
| 1 | 愛媛県文化財保護条例の一部改正 | |
| | (1) 民俗文化財の定義に「民俗技術」を追加し、保護する。 地域において伝承されてきた生活や生産に関する用具、用品等の製作技術である「民俗技術」を民俗文化財に位置づけ、保護措置を講じる。（例：鍛冶、船大工など） | |
| | (2) その他規定の整備 | |
| | 文化財保護法第 98条第 2 項 | 第182条第 2 項 |
| | 第105条第 1 項 | 第190条第 1 項 |
| 2 | 愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正 | |
| | 規定の整備 | |
| | 文化財保護法第 56条の10第 1 項 | 第 78条第 1 項 |
| | 第 57条第 1 項 | 第 92条第 1 項 |
| | 第 69条第 1 項 | 第109条第 1 項 |
| | 第 70条第 1 項 | 第110条第 1 項 |
| 施行日 | 平成17年4月1日 | |
| 【その他参考事項】 | | |
| 文化財保護法の一部改正の概要 | | |
| <p>社会の変化に対応した文化財保護制度の整備を図るため、国民の生活に密接に関係した「文化的景観」及び「民俗技術」を新たな保護対象とし、また、登録制度を従来の建造物に加え、建造物以外の有形文化財、有形の民俗文化財及び記念物に拡充する。</p> | | |
| 「民俗技術」の改正について | | |
| <p>民俗文化財の定義に「民俗技術」が追加されたことから、国等の民俗文化財の定義と統一する必要があり、また、県内の「民俗技術」の保護対象となる物件は多く、貴重な国民的財産として次世代に確実に継承されるべきものであり、また、社会状況の変化により失われつつあるものも少なくないことから保護措置を行う。</p> | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 民俗技術の保護対象事例 和釘、和蠟燭、伊予絁、水引、瓦 など | | |
| <p>「文化的景観」については、国の動向、他県の条例改正等の状況を見極め、今後、必要性、時期等を検討する。</p> | | |
| <p>新たな登録制度の拡充は、従来の建造物同様に国の制度だけで対応できると思われることから、県条例には登録制度は設けない。</p> | | |